

- ② 周産期母子医療センターに求められている医療機能を踏まえ、災害時においても高度な周産期医療を提供できる体制を構築するために、非常用自家発電設備や給水設備の保有等に係る整備、止水対策や自家発電機等の高所移転、排水ポンプ設置等による浸水対策について、総合周産期母子医療センターの指定要件として、災害拠点病院と同等の要件を求めます。また、地域周産期母子医療センターについても、同等の整備を行うよう促します。
- ③ 「共通診療ノート」に災害対策に関する項目を新たに追加するなど、妊産婦や母子に対し、防災について普及啓発を図ります。
- ④ 新型コロナウイルス感染症をはじめとする新興感染症等の大規模流行時には、徳島県周産期医療協議会において、総合周産期母子医療センターや災害時小児周産期リエゾンが中心となって、周産期医療体制を確保します。

第3 数値目標

数値目標項目	直近値	令和11年度末目標値
周産期死亡率（出産千対）	2.4 (R4)	全国平均以下 (参考R4 : 3.3)
妊産婦死亡数	0件 (R4)	0件
新生児死亡率（出生千対）	0.2 (R4)	全国平均以下 (参考R4 : 0.8)
地域周産期母子医療センターの整備	2医療圏・3か所 (R4)	全医療圏での設置